

令和3年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会会議録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和3年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会
開催日時	令和3年6月24日（木） 午後2時～午後3時30分まで
開催場所	瓦町 FLAG 8階 健康ステーション大会議室
議題	(1) 第7期高齢者保健福祉計画の報告について (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について (3) 指定地域密着型サービス事業予定者の募集について (4) 地域包括支援センターの運営について (5) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	山下会長、虫本職務代理、石川委員、上田委員、植中委員、喜田委員、喜多委員、小西委員、近藤委員、鈴木委員、田中(邦)委員、田中(克)委員、野上委員、萩池委員、古川委員、前田委員、松村委員、三瀬委員
傍聴者	0人、報道0社
担当課 及び 連絡先	長寿福祉課 087-839-2346 介護保険課 087-839-2326 地域包括支援センター 087-839-2811

審議経過及び審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。
次のとおり、会議を開催した。

1 開会

健康福祉局長挨拶

会議を公開とすることを確認

2 議題

(1) 第7期高齢者保健福祉計画の報告について（資料1）

事務局から説明

(2) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について（資料2）

事務局から説明

(3) 指定地域密着型サービス事業予定者の募集について（資料3）

事務局から説明

(4) 地域包括支援センターの運営について（資料4）

事務局から説明

(5) その他

意見及び質疑応答

A委員

<議題(1)について>

資料1のP6の災害時の援護体制の充実という設問で、行政で避難行動要支援者名簿の整理をした後、各地区のコミュニティへ、名簿が配布されている。この名簿は、地域と行政が情報を共有し、災害時の避難支援や見守りをするのが大事ということで作成されていると思うが、44地区のコミュニティの中で、この避難行動要支援者名簿を実際に活用しているところが何地区くらいあるのか聞きたい。一人暮らしの65歳以上の方に、地区でアンケートをとったところ、草抜きや買い物支援やごみ出しではなく、災害時が一番心配であるというアンケート結果が出たため、避難行動要支援者名簿を再調査することになったが、自治会長等は、登録名簿のことを知らず、活用ができていなかった。

事務局

<議題(1)について>

今この場で、活用している地区数について回答することはできないが、長寿福祉課では、民生委員の協力のもとに、要支援者や一人暮らし、寝たきり高齢者の方の把握をしていたり、地域福祉ネットワーク会議に地域包括支援センターの職員も出席していることもあるため、横の繋がりをしっかりと持ち、どの地区が活用しているか実態をもう一度確認し、きちんと活かせるようにしていきたい。

B委員

<議題(1)について>

資料のP4の介護予防と社会参加の推進という設問の、各種介護予防教室延べ参加者数について、今年度から、いきいき教室が、はつらつくらぶに変わったが、その数値も入っているのか。

今回、はつらつくらぶについては、随分と形態が変わっているが、今後、目標値がどうなっていくのか。結局、リピーターが有料サービスの方に流れていくのではないのか。市の財政が厳しいということは、理解できるが、次回でも良いので丁寧な説明をお願いしたい。市民の方は、無料の講座に慣れているため、自分で会費を払って運動習慣を継続する人が、果たしてどのくらいいるのか。もしかすると、介護予防の機会が失われる方が沢山いるのではないかと大変危惧している。新たな事業への移行の仕方や、少しずつ負担を増やすような取り組みも大事なのではないかと思う。

また、資料1のP2の家族介護支援の推進という設問で、24時間

365日、介護についての電話相談に応じているということだが、どのような方を配置していて、どのような相談があるのか。

この事業は、手を差し伸べなければいけない方が関わってくるところだと思う。私たち福祉の人間にとって一番難しいところがインテークのところであり、このインテークの機会を非常に大事にしてもらいたい。地域包括支援センター等で、尚一層、情報共有して連携をお願いしたい。

事務局

<議題(1)について>

各種予防教室に関する設問については、令和2年度の実績になるため、昨年度まで行っていた、元気いきいき教室の数値であり、はつらつくらぶの数値は入っていない。

本市が今まで取り組んできた介護予防は、無料で行ってきたが、はつらつくらぶ終了後、運動を継続する際、費用がかかることになる。その経緯としては、継続して自分たちの力でやっていただきたい気持ちもあるが、経済的な部分も関係してくるため、選択できるようにした。市民や関係者に対しても、こちらに説明責任があるため、色々な制度を考えつつ取り組んでいきたいと思う。

また、介護相談専用ダイヤルについては、平日昼間は長寿福祉課につながり、看護師の資格を持っている者が相談を受けている。夜間・休日は、委託先において、相談を受けている。専用ダイヤルだけで話は終わらせずに、地域包括支援センターや本庁以外の必要なところにも連携させて対応している。

介護相談専用ダイヤルの内訳については、令和元年度は、介護保険や福祉サービスのサービス系、認知症について、医療等で急に困ったことについて等の相談が多くあった。実績としては、令和2年度で305件、令和元年度で489件であった。

C委員

<議題(1)について>

資料1のP5の健康都市推進ビジョンの推進という設問で、元気を広げる人は、どのような内容の活動をしていて、対象者や年齢はどのような方なのか。

また、資料1のP6の公共交通サービスの充実という設問で、ゴールドI r u c aの保有率は約3割だが、どれくらいの人数が登録しているのか。

事務局

<議題(1)について>

元気を広げる人は、各地区の保健委員会の会長から推薦され、地域で自主的に介護予防に取り組める方のことであり、平成15年から取り組んでいる。地域コミュニティや民生委員、自治会等が行うイベントで介護予防に取り組んでいる。元気を広げる養成講座も行っており、人数も増えて活躍してもらっている。

ゴールドI r u c aに関しては、第8期高松市高齢者保健福祉計画のP 1 5 0に実績値を記載している。令和元年度で新規発行枚数が2, 7 9 9枚、累計発行枚数が2 5, 6 8 3枚、保有率は2 8. 3%であり、令和2年度の保有率は、2 9. 6%という現状である。

C委員

<議題(4)について>

資料4のP 1の高松市全体の人口（令和3年4月1日現在）は、4 2 4, 2 5 8人となっているが、広報高松に掲載している人口は、4 1 5, 9 1 5人である。世帯数についても、2 0 0, 4 5 0世帯となっているが、広報高松では1 9 0, 5 9 7世帯となっている。この差は何か。統計数値は基本となるため、元がしっかりしていないと、割合を出しても意味がない。

事務局

<議題(4)について>

人口については、外国人の登録者人口を含めるか含めないか等、色々な捉え方があり、資料の人口については、住民基本台帳に基づいた毎月1日現在の高松市の住民基本台帳人口の登録人口を表記している。他の計画等との整合性もとっていききたい。また、資料の備考等に、詳しい説明を記載して分かりやすくしていきたい。

D委員

<議題(4)について>

地域包括支援センターについて、委託をするということだが、基幹型の地域包括支援センターを1つ残して、他に委託型の包括支援センターを作るというイメージになるのか。

高齢者虐待や権利擁護のことがあり、委託型にすると委託先と本庁との連携がうまくとれていない場合もあるので、そういうところを配慮してほしい。

事務局

<議題(4)について>

委託になるかは決定しておらず、まだ、法人等に意向のアンケートを行う段階であり、それを踏まえて委託をするか検討をしていく。基幹型を置くかは、具体的に決まっていない。ただ、他市の状況によると、基幹型地域包括支援センターを置き、委託型地域包括支援センターの相談や支援を強化している組織もあるので、委託型になるのであればそのような形態も検討していきたいと思っている。

B委員

<議題(4)について>

地域包括支援センターの委託先として、社会福祉法人を想定しているということだが、例えば、そのの利用者に権利擁護の事例が出てきた際、第三者的な関わりをするということは、本人の権利を守るというところで非常に大事なことだと思う。地域包括支援センターを、委託するのは

あまり好ましくないと以前から考えている。

資料4のP2の権利擁護業務の設問について、平成30年の成年後見制度の相談件数708件が、令和2年度にはその3倍近くの2,069件となっているが、実人数が平成30年度は264人、令和2年度は269人で相談件数は3倍だが、実人数がほとんど変わっていない。全てが申立て案件ではないのかもしれないが、申立て件数が伸びていないということは、人手が足りておらず委託の話が出たのかと推測するようなデータだと感じた。人員の確保が難しいのかもしれないが、もう少し社会福祉士等専門職の採用を推進してもらい充実させていくことが大事だと思う。市民の権利擁護の視点から委託について考えてもらうことが一番だと考えている。

E委員

<議題(4)について>

地域包括支援センターは直営であったが、どうして委託にするのか。委託にするうえでの基本的な考え方と、今後のスケジュールを聞きたい。

事務局

<議題(4)について>

委託についての基本的な考え方は、平成18年の発足時は職員が50人程だったが、現在は110人程で2倍近く職員がいる状況であり、今後、更に高齢者人口が増えていく中で、直営では人員確保の面で課題がある。地域に密着した法人等に委託することで、専門職が確保しやすいことや、行政には人事異動があるが、法人は同じ方が継続して勤務することにより、業務経験の蓄積がしやすいというメリットがあると考えている。今後の社会情勢も含めて、委託を含めた検討をしているところである。また、今後のスケジュールは決定していないが、委託の方向で進むのであれば、モデル的にどこか選定してやっていきたいと考えている。

C委員

<議題(4)について>

全面委託するのではなく、プライバシーの問題もあるため、業務の一部を委託できる部分委託にすればスムーズにいけるのではないかなと思う。部分委託で考えていけば、地域包括支援センターの人件費も足りるのではないかな。

事務局

<議題(4)について>

地域包括支援センターの業務の委託については、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務等、必須の業務があるが、国の通知指導で分割はできず、一括して一体的に委託をして業務を行うということになっているので、部分的な委託は困難である。

〈議題（４）について〉

地域包括支援センターの委託について意見をいただいたが、中核市の状況を比較してみると、地域包括支援センターを直営で行っているのは高松市のみであった。当然、委託した時にメリット、デメリットがあると思うが、他の中核市の状況から考えてみると委託が主流になってきていると考えている。今回、行政からの一方的な委託化はせず、委託契約に基づいて双方が納得して、尚且つ、該当になる方のことも考えていく。行政にどこまでバックアップしてもらえるのか、それを十分にやっつけてだけの経済的なものを含めて不安をもっていると思うが、その辺りを今回のアンケートを通して、いろいろな意見を聞きながら、より良い方向にもっていきたいと考えている。

3 閉会